

# 5 便所

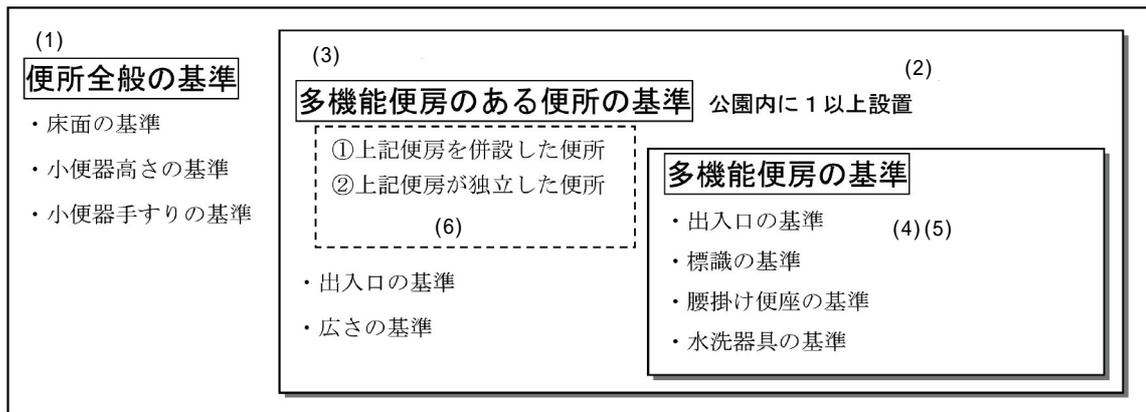
## 基本的考え方

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障害者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備やベビーベッドの設置など公園便所の多機能化を図ることとする。

公園施設としての便所に関する基準は、下の図のような構成となっている。この資料においては、(4)(5)の基準に適合する便房を「多機能便房」、(6)に該当する便所を「多機能便所」とする。

「多機能」とは、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、高齢者、障害者等が利用する機能を付加することをいう。

公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に配置し、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。



## 整備基準

### 便所全般の基準

### 解説図

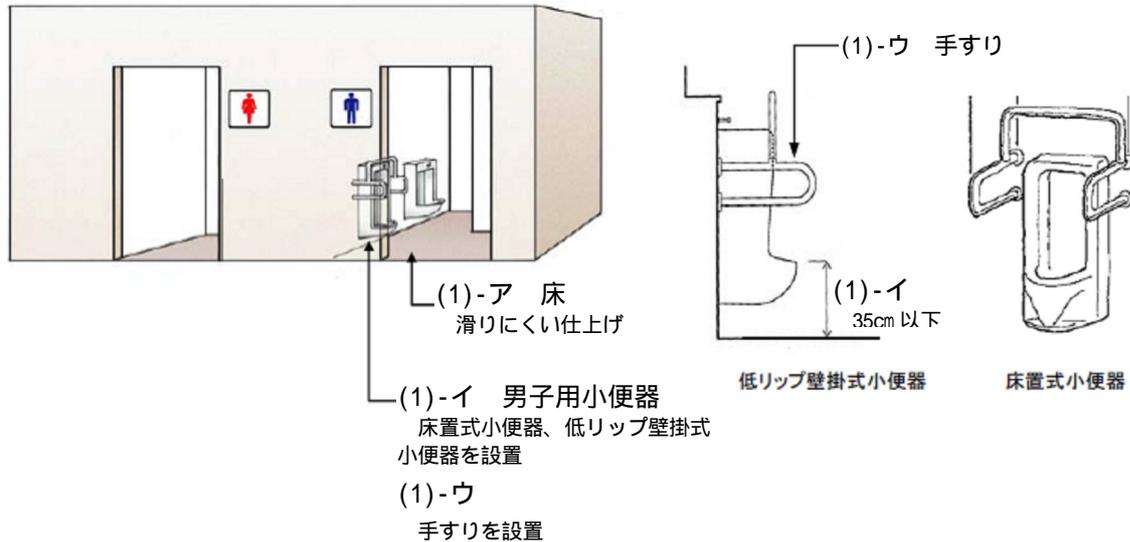
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
  - ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

図 5-1  
便所全般

図 5-2  
多機能便房  
の設置基準

## 整備基準の解説

図 5-1 便所全般



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

図 5-2 多機能便房の設置基準

- ・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便房を設ける。
- ・多機能便房を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。

(2)-ア

便所内に、多機能便房を設けて、一般の便房と併設されている便所



(2)-イ

車いす使用者等の円滑な利用に適した構造を有する独立した便所（多機能便所）



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

## 設計上の配慮事項

- ・公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房を設置することが望ましい。
- ・多機能便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。
- ・多機能便房を設けた上で、男子用便所、女子用便所のそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが、なお望ましい。
- ・手すりを設置した小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。
- ・出入口から内部まで段差がなく平坦とすることが望ましい。

## 整備基準

## 多機能便房を設置した便所の基準

## 解説図

- (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
  - (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
  - (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
    - b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

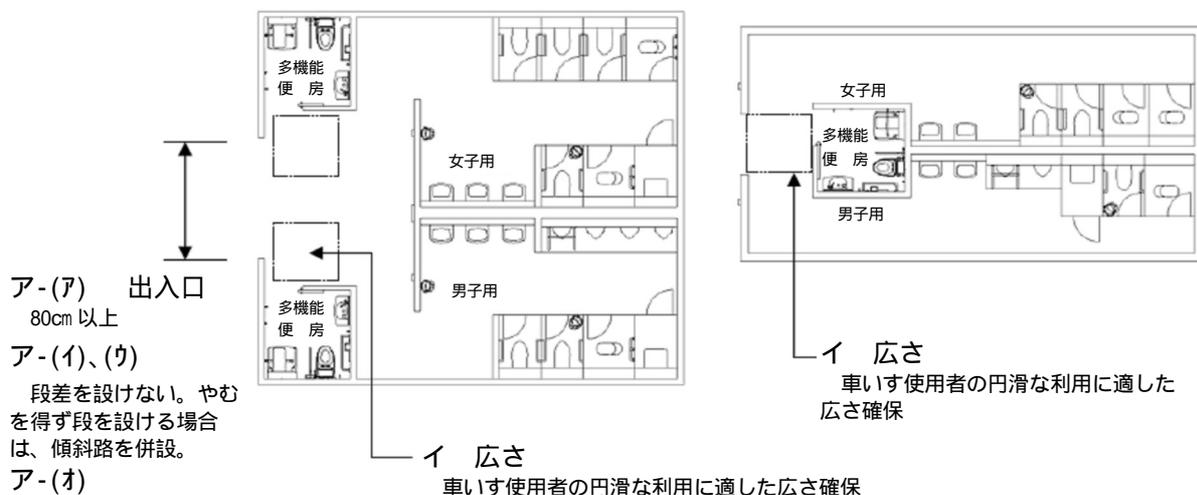
図 5-3  
多機能便房  
設置例

## 整備基準の解説

図 5-3 多機能便房設置例

便所内に男女共用の「多機能便房」を複数配置した例

便所内に男女共用の「多機能便房」を配置した例



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

### ア 出入口

- (イ) 便所の出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を分かりやすく表示する。
- (ウ) 便所の出入口に戸を設ける場合、有効幅員は車いす使用者が通過できるように、80 cm以上とし、引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

### イ 広さ

便所内の多機能便房の手前に、車いす使用者が転回できる 150cm×150cm 以上の広さを設けることが望ましい。

整備基準 多機能便房の基準・多機能便所の基準	解説図
<p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(イ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p> <p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(イ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>	<p>図 5-4 多機能便房</p> <p>図 5-5 水洗器具の例</p>

## 整備基準の解説

図 5-4 多機能便房

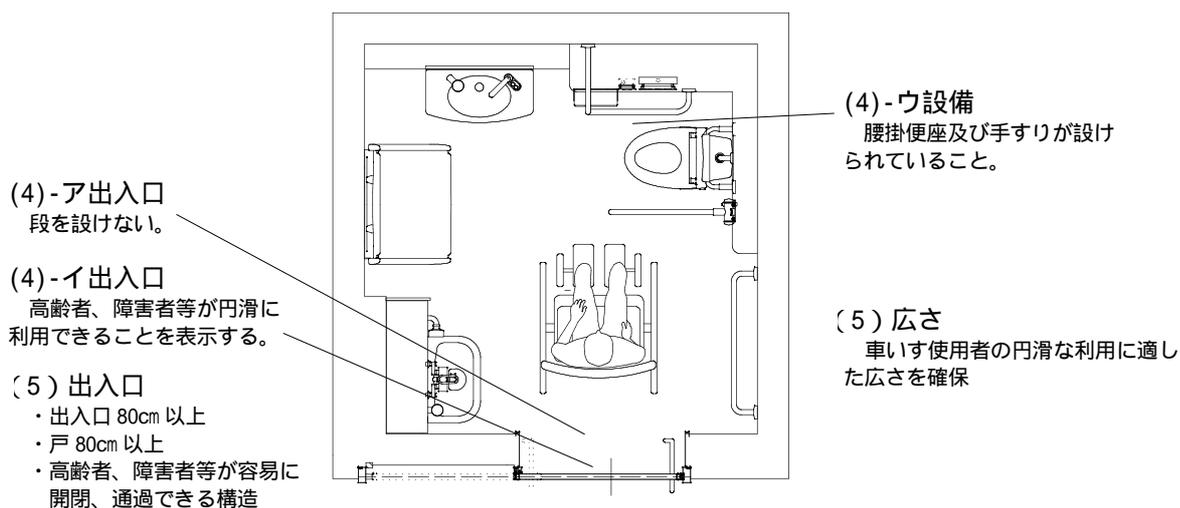


図 5-5 水洗器具の例



円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例

出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

### (4)-エ 水洗器具等

- ・ 高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。
- ・ 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上 60cm 以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 80cm 以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ・ 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。
- ・ 便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。
- ・ 視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S 0026 にあわせたものとする。



## 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別配置を統一することが有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、臨機応変な対応が苦手な、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、統一することが有効である。